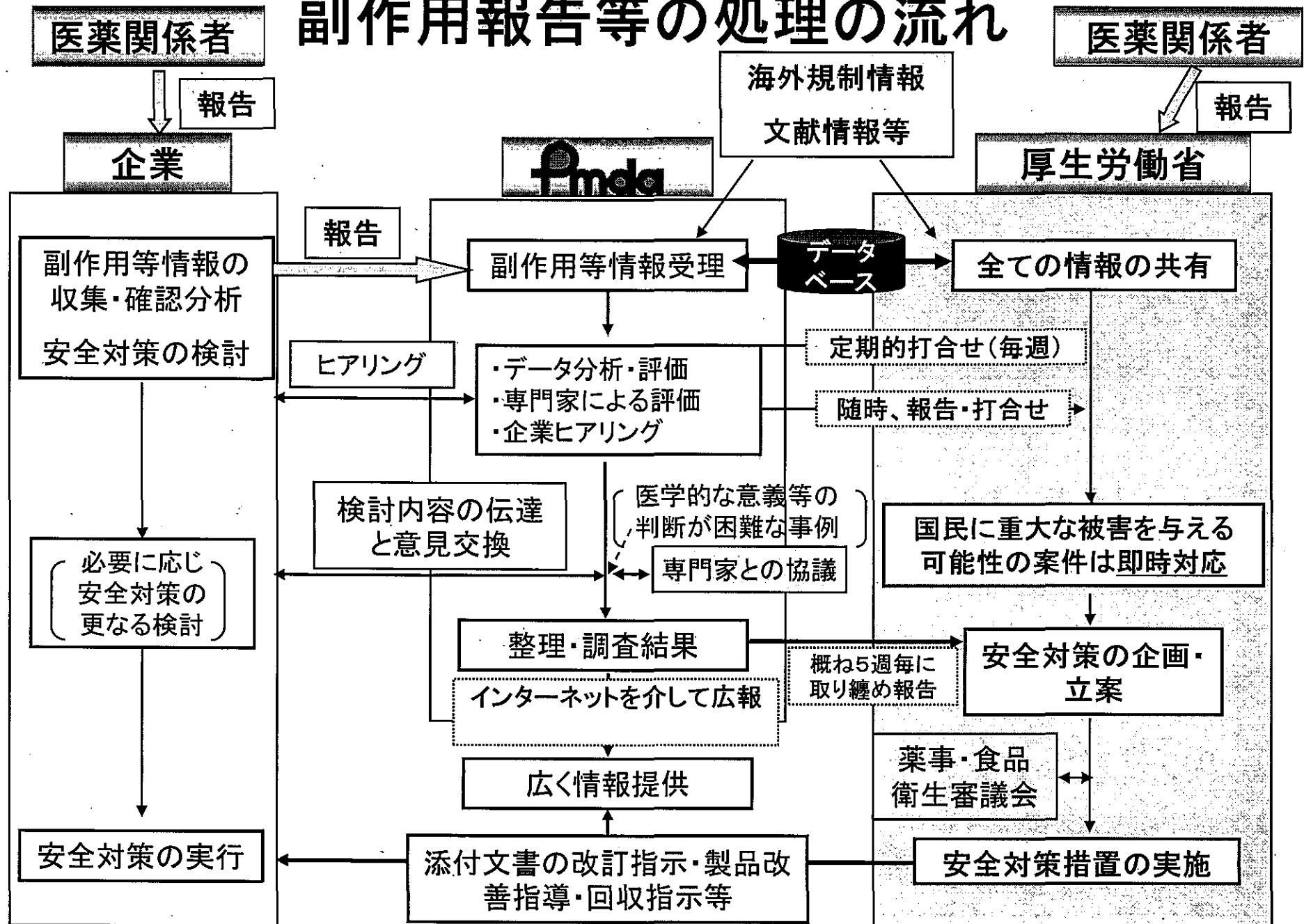


検討項目⑦（１）  
「副作用報告先の一元化」  
について

# 副作用報告等の処理の流れ



# 健康被害救済制度の仕組みと請求の流れ

## 医薬品副作用被害救済制度

S55年5月1日  
以降に使用された  
医薬品による  
**副作用**

## 生物由来製品感染等被害救済制度

H16年4月1日  
以降に使用された  
生物由来製品を介した  
**感染等**

健康被害者	疾病（入院を必要とする程度）について医療を受けた場合	医療費 医療手当
	一定程度の障害（日常生活が著しく制限される程度以上）の状態の場合	障害年金 障害児養育年金
	死亡した場合	遺族年金 遺族一時金 葬祭料

請求書等作成（本人・遺族）

